

【千葉市】令和7年度 中核機能強化加算算定に係る実施状況報告書

法人名	特定非営利活動法人EPO
事業所名	Bring upみどり子ども発達センター
加算区分	中核機能強化加算（Ⅱ）

※本報告は中核機能強化加算の取得要件に基づき行うものである。

※①～⑧は「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）」より引用している。

①市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」 に基づく確認事項	実施状況
1. （自立支援）協議会（こどもの専門部会含む）又はこれに準ずる会議等に参画している場合	市が開催する「児童発達支援センター連携会議」へ下記のとおり参加し、市との連携体制を確保した。 【開催日程】 第1回 令和7年 6月 4日（水） 第2回 令和7年 9月 3日（水） 第3回 令和7年12月 3日（水） 第4回 令和8年 3月 4日（水）
2. （自立支援）協議会の設置がない場合等であって、市町村が開催する障害福祉・障害児支援に関する会議への参加や、市町村と定期的に情報共有等を目的とした会議を開催している場合。	
3. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。	

②未就学から学齢期まで、幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保すること。																		
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」 に基づく確認事項		実施状況																
1. 指定放課後等デイサービスの指定を有している場合。		指定放課後等デイサービス事業を下記のとおり実施した。																
2. 同一法人及び同一市町村内であって、指定放課後等デイサービスの指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。																		
3. 保育所等訪問支援の指定を有している、又は自治体からの補助、委託事業等により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行うことが可能である場合。		<table><tr><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th></tr><tr><td>204件</td><td>199件</td><td>244件</td><td>230件</td><td>190件</td><td>211件</td></tr></table>					4月	5月	6月	7月	8月	9月	204件	199件	244件	230件	190件	211件
4月	5月	6月	7月	8月	9月													
204件	199件	244件	230件	190件	211件													
4. 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している等の事業所との連携により、上記3の内容を行う体制を確保している場合。(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。		<table><tr><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr><tr><td>219件</td><td>178件</td><td>188件</td><td>201件</td><td>178件</td><td>233件</td></tr></table>					10月	11月	12月	1月	2月	3月	219件	178件	188件	201件	178件	233件
10月	11月	12月	1月	2月	3月													
219件	178件	188件	201件	178件	233件													
5. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。																		

③地域の障害児通所事業所との連携体制を確保していること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」	実施状況
1. 地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会等を開催している場合	地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会・意見交換会を下記の通り実施し、連携体制を確保した。 （１）児童系意見交換会※ 第１回 令和７年 ７月 ２日（水） 第２回 令和７年 ９月１８日（木） 第３回 令和７年１０月２７日（月）、１０月２９日（水） 第４回 令和８年 １月１５日（土） ※児童系意見交換会は児童発達支援センターが中心となり、 ①障害児支援関係施設同士の顔の見える関係作り ②障害児支援の課題共有、対策検討 ③障害児支援に役立つ情報共有 などを目的に障害児支援に関わる関係機関を集めた会（年４回程度実施）
2. 定期的に、地域の障害児通所支援事業所を参集して、情報共有の場を設けている場合	
3. 地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業、その他事業を活用し、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行っている実績がある場合。	
4. 令和６年４月１日時点では上記の各取組を実施していないが、令和６年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。	

④インクルージョンの推進体制を確保していること						
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」			実施状況			
1. 保育所等訪問支援の指定を有している場合。			保育所等訪問支援及び療育等支援事業を下記の通り実施した。			
2. 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。						
3. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。						

4月	5月	6月	7月	8月	9月
0件	1件	0件	0件	1件	0件

10月	11月	12月	1月	2月	3月
0件	0件	0件	0件	0件	1件

⑤発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」に基づく確認事項	実施状況
1. 障害児相談支援の指定を有している場合。	市町村等の関係機関と下記のとおり連携を行い相談支援を実施した。 【件数】 ①障害児（保護者）からの相談実績 ２３件 ②上記①の内、関係機関からの相談引継件数 ３件 ③上記①の内、関係機関への引継件数 ２件
2. 同一法人及び同一市町村内であって、障害児相談支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。	
3. 市町村から委託相談を受託している場合。	
4. 発達支援の入口の相談を、市町村が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制があること。この場合には、事前に市町村と協議・調整を行うこと。	【相談例】 ・未就学児について、夏休み明け頃より幼稚園への登園が困難となった。母親の心身不調や家庭環境の変化もあり、児・保護者双方への支援が必要と判断し、受入れ可能な事業所へ引き継いだ。 ・小学生のお子様について、放課後等デイサービスの利用を希望されていたが、既存の事業所は満員で利用が困難な状況であるとの相談を受けた。相談者の居住地周辺の事業所に対し空き状況を確認し、利用可能な事業所を紹介した。
5. 令和６年４月１日時点では上記の各取組を実施していないが、令和６年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。	

⑥地域の障害児に対する支援体制の状況及び①から⑤までの取組の実施状況を年に1回以上公表していること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」	実施状況
1. 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に定める取組の状況について年に1回以上公表している場合。この場合、市町村や他の加算対象事業所との連携により、共同で作成したものでも差し支えない。	本実施状況報告にて公表を行っている。

⑦自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けていること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」	実施状況
1. 第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合。	3月2日(月) 外部の評価者をお招きして(第三者の同席)、自己評価検討会議を実施した。
2. 運営基準に定められている自己評価を行う際に、第三者の同席を求める等、第三者が参画する形で自己評価を行っている場合。	

⑧児童発達支援センターの従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、年に1回以上研修を実施していること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」	実施状況
1. 全従業者を対象とした研修計画を策定し、計画的に支援の質に関する研修を実施している場合 ※基準において実施が義務付けられている、虐待防止に関する研修及び虐待防止に関する研修等の実施のみの場合は不可。	支援の質向上のため、下記のとおり研修を実施した。 ※下記は実施した研修の一部です。 ①令和7年7月9日 研修名：初任者研修 内 容：言語獲得とコミュニケーションの重要性令和7年 ②令和7年8月22日他 研修名：千葉市発達障害者支援センター2025年度第1回発達障害講座 内 容：発達障害の特性理解と合理的配慮、応用行動分析に基づく行動問題の理解と対応 ③令和7年8月23日 研修名：専門職研修 内 容：アセスメントに関する検討、勉強会